

第1章 総則

(総則)

第1条 試験依頼者(以下「甲」という。)と一般財団法人日本ウエザリングテストセンター(以下「乙」という。)は、大気暴露試験及びそれに付随する物性測定並びに促進劣化試験等(以下「受託試験」という。)の実施に際し本約款に定められた事項を遵守する。

第2章 定義

(定義)

第2条 本約款で用いる主な用語及び定義は以下のとおりとする。

- (1)「試験」とは、試料に対して試験場で実施することができる大気暴露試験及びそれに付随する物性測定並びに促進劣化試験等の各種試験をいう。
- (2)「試験依頼者」とは、試験を依頼する顧客をいう。
- (3)「試験業務」とは、試料に対する試験に係る業務をいう。
- (4)「試験業務の内容」とは、試料等、委託時期(期間)、使用する試験設備、試験の方法及びその詳細、手順等をいう。
- (5)「試験期間」とは、大気暴露試験及びそれに付随する物性測定並びに促進劣化試験等の各種試験の実施期間をいう。
- (6)「試験場」とは、試料に対する大気暴露試験及びそれに付随する物性測定並びに促進劣化試験等の各種試験を実施する乙の試験場をいう。
- (7)「試験設備」とは、試験場内の大気暴露試験装置、促進劣化試験装置の各種試験設備及び測定機器をいう。
- (8)「試料」とは、試験に供される物品であって、甲及び乙が試験依頼書で定める試料をいう。
また、試料の試験に必要となる保存用試料、付属物(試験用治具、試料の取扱説明書など)を含めて「試料等」をいう。

第3章 契約

(契約の成立)

第3条 受託試験にかかる契約は、甲の受託試験契約の申込みの意思表示に対し、乙がこれを承諾したときに成立する。

2 乙は、乙の判断に基づき、当該受託試験契約の申込みを承諾しないことができるものとする。

(契約の変更及び終了)

第4条 甲は、契約成立後に試験業務の内容の変更を行う場合は、乙所定の「試験依頼内容変更書」によ

り乙に届け出るものとし、乙からの変更書受付の通知を受けることにより契約を変更することができる。この場合、乙の試験工程の進捗及び変更後の試験内容に応じ試験料金の精算を行う。

- 2 甲は、契約成立後に試験中止を行う場合は、乙所定の「試験依頼内容変更書」により乙に届け出るものとし、乙からの変更書受付の通知を受けることにより契約を終了させることができる。ただし、試験準備等に着手するなど乙の試験工程が進捗している場合、その進捗に応じ試験料金の精算を行う。

第4章 試験料金

(試験料金)

第5条 試験料金は、別途甲乙間の合意がない限り、大気暴露試験については前払い（試験完了前の支払い）、促進劣化試験については後払い（試験完了後の支払い）とする。

- 2 甲は、別途甲乙間の合意がない限り、契約成立後に乙が発行する請求書に基づき、請求書発行日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する金融機関へ振り込み送金する方法により試験料金を支払う。
- 3 試験料金の振込手数料は甲が負担する。

第5章 試験の実施

(試験の実施)

第6条 乙は、契約成立後、試験業務の内容に基づき善良なる管理者の注意義務を保って、試験を実施する。

- 2 試験の実施は、甲への試料の返却と試験報告書の発行をもって終了とする。なお、試験を継続する場合は甲が乙に対し、「試験依頼書」を提出するものとし、乙は試料の返却を行わない。
- 3 乙は、試験終了後、試料及び返却を条件に提供を受けた技術情報は速やかに返却する。ただし、予め甲乙間で返却方法を取り決めた場合はその方法によるものとする。なお、予め甲乙間で取り決めた場合を除き、乙による試料の廃棄は行わず、乙から返却を受けた甲の責任と費用負担においてこれを行うものとする。

(説明、協力等)

第7条 乙は、甲から試験の方法等について説明を求められたときは、これに誠実に応えなければならない。

- 2 甲は、乙の試験実施にあたり、これに必要な範囲において試料等の概要等に関する情報開示について乙からの請求があるときは、これに速やかに応じなければならない。
- 3 甲が提出した試験業務の内容等に関する情報に虚偽があったことが試験報告書発行後に発覚した場合、乙が発行した試験報告書は無効とし、乙は、当該試験業務の内容及び結果について責任を負わないものとする。
- 4 甲は、乙が指示する方法及び期日等により、受託試験に必要な試料、技術情報及び資料を自己の責任と費用により、乙に提出するものとする。
- 5 甲から試料等の特別な取扱いや保存条件等の指定がなく、これを原因として事故が発生した場合は、

その責は全て甲が負うものとする。

第6章 試験報告書

(試験報告書の提出)

第8条 乙は、試験期間終了後、速やかに受託試験の結果を「試験報告書」として作成し、甲に提出する。

2 乙は、試験報告書の控を作成し、試験報告書提出後、5年間保管する。その他当該受託試験に関する記録等は、試験報告書提出後、5年間保管する。

(異議・苦情の申立)

第9条 乙は、甲から申し立てられた試験内容及び結果に関する異議又は苦情等については、その内容を調査、審議し、甲に対し回答するものとする。

2 甲は、乙の発行した試験報告書の記載内容に明らかな誤記がある場合、訂正再発行の請求をすることができる。この請求期限は、試験報告書の発行日から5年以内とする。

なお、乙は、明らかな誤記がある場合を除き、試験報告書の訂正再発行は行わない。

(試験報告書の取扱い)

第10条 甲は、乙の発行する試験報告書の内容を改ざんして使用してはならない。当該行為によって乙に損害が生じた場合には、甲は乙に対してその損害を賠償する。

2 甲は、試験報告書に記載の結果をカタログやインターネット等に転載する場合は、事前に乙の書面による承諾承認を得るものとする。

3 乙は、無断で又は承諾なく試験報告書を転載した甲又は試験報告書の名宛人に対して、転載の中止、カタログ等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害賠償を求めることができる。

第7章 補則

(秘密保持)

第11条 乙は、甲から口頭もしくは書面により開示又は提供された試料及び当該試料に関する技術情報並びに受託試験の結果、その他受託試験遂行にあたり知り得た甲の営業上、技術上の情報（以下、総称して「秘密情報」という。）について、甲の書面による事前同意なしには、当該秘密情報を受託試験以外の目的に使用せず、かつ、第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する秘密情報についてはこの限りではない。

(1)甲から秘密情報の提供又は開示を受ける前に、既に乙が所有又は取得していたことを立証し得るもの

(2)甲から秘密情報の提供もしくは開示を受ける前に、当該秘密情報が既に公知となっていたか又は当該提供もしくは開示後、乙の責めによらず公知となったもの

(3)甲から秘密情報の提供又は開示を受けた後、乙が正当な権利を有する第三者から合法的にかつ依頼者に対する秘密保持義務を負うことなく取得したことを立証できるもの

2 前項にかかわらず、乙は甲の事前承認を得て、受託試験の全部又は一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な技術情報を当該委託先に開示できる。ただし、乙は、当該再委託先に対して、乙が前項にもとづき負担する義務と同等の義務を負担させるものとする。

3 本条第1項にかかわらず、乙は、次の場合には第三者に試験情報を開示することができるものとする。

- (1) 乙が ISO/IEC 17025 等の審査を受ける際、審査機関から要請があった場合
- (2) 法令又は官公署からの命令及び要請があった場合
- (3) その他前各号に類するものと合理的に判断される場合

(免責)

第12条 台風、地震、風水害、停電、断水、感染症等、乙の責に帰することのできない事由により、試験業務の履行が困難な事態が生じたときは、乙は、試験業務を変更、中止又は解約することができるものとする。

2 甲が受託試験の結果を利用することにより生じた損害については、乙は一切責任を負わないものとする。

3 前項にかかわらず、受託試験の内容に重大な誤りもしくは試験報告書の内容に重大な誤り、かつ、当該誤りについて乙に故意又は重大な過失が認められる場合には、乙は、甲と協議のうえ次のいずれかにより対応するものとする。ただし、受託試験実施中における標準的な技術からして予見困難な誤りは重大な誤りに含まれない。

- (1) 乙の費用負担のもとに当該受託試験のやり直し
- (2) 甲に直接かつ現実に生じた通常の損害の賠償

(労働災害等)

第13条 甲が乙の施設内において試験に係る作業を行うときは、乙の指示に従い労働災害の防止に努めなければならない。

2 甲が前項の作業中に労働災害が生じたときは、甲の加入する労働災害補償保険を適用するものとする。

3 甲が試験に際して、乙の所有又は管理する施設、試験設備・備品等を破壊させたときは、甲は乙に対し、その損害を賠償する。ただし、不可抗力又はやむを得ない事情によるものであると乙が認める場合は、この限りではない。

(反社会的勢力の排除等)

第14条 甲及び乙は、自己又は自己の役員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布、偽計、威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

- 3 甲又は乙は、相手方が前2項のいずれかに反した場合には、何らの催告を要せず受託試験にかかる契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により受託試験にかかる契約が解除された場合には、解除した者はこれによる損害を賠償する責めを負わない。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに受託試験にかかる契約の全部又は一部を解除できる。

- (1) 本約款及び試験依頼書、試験受託書に定める条項に違反したとき
- (2) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (3) 財産上の信用に関わる差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立てがあったとき
- (4) 手形・小切手が不渡りとなったとき
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算について、自ら各開始の申立てをしたとき又は各開始の申立てを受けたとき
- (7) 事業を停止したとき、又は解散の決議をしたとき
- (8) その他試験業務を継続し難い相当の事由が生じたとき

- 2 前条第3項又は前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その当事者は相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとする。

(協議)

第16条 本約款に定めのない事項及び本約款の各条項に関する解釈・運用につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第17条 本約款に基づく契約に係る紛争が生じた場合、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(約款の改正)

第18条 乙は、本約款に変更の必要が生じたときは、この内容を改正することができる。改正にあたっては、ホームページ等で公表するものとする。

附則

本約款は、2024年10月1日から施行する。